

車両使用同意書

令和 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

保護者 住所 _____

氏名（自署） _____

私は、(学生氏名) _____ が自動車等許可願（別紙）の通り車両を使用することに同意します。

なお、許可された以上は、車両使用規則を堅く遵守するとともに、交通規則を守り、常に安全運転に留意し、交通違反及び交通事故の防止に心掛けさせます。また、万一事故が発生した場合及び管理上の責任は、すべて本人及び保護者が負うことを誓います。

自動車等通学の許可条件について（車両使用規則 第4条より）

【自動車通学の場合】

- ア 保護者の承諾を得ること。
- イ 学年は、4 学年以上であること。
- ウ 通学の距離が学校から 5 0 k m 以内であること。
- エ 構内駐車場の使用許可又は学外駐車場の使用許可を受けた者であること。
- オ 対人賠償額が 5 千万円以上の任意自動車保険に加入していること。

【二輪車通学の場合】

- ア 保護者の承諾を得ること。
- イ 通学の距離が 4 0 k m 以内であること。
- ウ 排気量は 1 2 5 c c 以下であること
- エ 対人賠償補償額が 3 千万円以上の任意自動車保険に加入していること。

自動車等使用時の履行事項について（車両使用規則 第 1 1 条より）

1. 自動車に乗る時ときは、乗り合いをしないこと。
2. 二輪車の排気量は 1 2 5 c c 以下の者であること。
3. 二輪車に乗るときは、2 人乗りをしないこと。
4. 学生間の貸借をしないこと。
5. 騒音を立てたり、他人の迷惑になる行動をしないこと。
6. 学外路上駐車をしないこと。
7. 構内では道路標識を守るとともに、構内所定の駐車場（駐輪場）に駐車すること。
8. その他学校が定める指示に従うこと。
 - 兄弟姉妹など親族以外、乗り合いによる通学は認めない。
 - ※ 構内における、正門から所定の駐車場までの経路以外の通行禁止。
 - ※ 学校北側市道の原則通行禁止。

なお、原則として高速道路を利用経路とした使用は認められない。

以上の規程は「学寮持込」に対しても適用される。

車両を変更する場合は、改めて「許可願（変更）」を提出し、審査を受けること。

（やむを得ない事情で一時的に代車等を使用する場合は事前に学生係へ申し出ること。）